


衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

平成三十一年四月二十五日

提出者（代表） 辻 元 清 美 

衆議院議長 大島 理森 殿

(提出者の続き)

安住 淳	阿久津幸彦	阿部 知子	青柳陽一郎	荒井 聰
伊藤 俊輔	池田 真紀	石川 香織	今井 雅人	生方 幸夫
江田 憲司	枝野 幸男	小川 淳也	尾辻かな子	大河原雅子
大串 博志	逢坂 誠二	岡島 一正	岡田 克也	岡本あき子
落合 貴之	金子 恵美	神谷 裕	亀井亜紀子	川内 博史
菅 直人	菊田真紀子	黒岩 宇洋	近藤 昭一	佐々木隆博
櫻井 周	篠原 豪	田嶋 要	高井 崇志	高木錬太郎
武内 則男	手塚 仁雄	寺田 学	中川 正春	中谷 一馬
中村喜四郎	長尾 秀樹	長妻 昭	西村智奈美	長谷川嘉一
初鹿 明博	福田 昭夫	堀越 啓仁	本多 平直	松田 功

屋良	前原	西岡	下条	後藤	吉良	小沢	青山	山花	矢上	松平
朝博	誠司	秀子	みつ	祐一	州司	一郎	大人	郁夫	雅義	浩一
山岡	牧	原口	白石	近藤	城井	大島	浅野	山本和嘉子	山内	道下
達丸	義夫	一博	洋一	和也	崇	敦	哲	康一	大樹	宮川
山井	緑川	日吉	関	佐藤	岸本	大西	泉	横光	山尾志桜里	伸
和則	貴士	雄太	健一郎	公治	周平	健介	健太	克彦	村上	史好
渡辺	森田	平野	玉木雄一郎	齐木	源馬謙太郎	岡本	稻富	吉田	山川百合子	村上
周	俊和	博文	武志	武志	充功	修二	修二	統彦	山崎	史好
赤嶺	谷田川	古川	津村	階	小宮山泰子	奥野総一郎	小熊	早稻田夕季	山崎	森山
政賢	元	元久	啓介	猛			慎司	誠	浩行	浩行

野田	本村	田村	笠井
佳彦	伸子	貴昭	亮
広田	井出	高橋千鶴子	穀田
一	庸生		恵二
照屋	玄葉光一郎	畑野	志位
寛徳		君枝	和夫
吉川	重徳	藤野	清水
元	和彦	保史	忠史
	中島	宮本	塩川
	克仁	徹	鉄也

(以上百二十五名)

## 予備的調査要請書

### 一 件名

国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請

### 二 予備的調査の目的

平成十九年改正前の国家公務員法第百三条第二項においては、国家公務員は、離職後二年間は、離職前五年間の在職機関と密接な関係のある営利企業への再就職を原則禁じられていた。これは、公務員と特定の企業との癒着が公務の公正性を歪め、あるいは、公務の公正性に対する国民の信頼を損なう等の弊害を防止する趣旨によるものであった。

しかるに、平成十九年の同法の改正により、国家公務員の営利企業への再就職は密接な関係のある場合であっても、基本的に、離職後自由に行い得ることとなり、それ以降、多くの国家公務員の密接な関係のある営利企業への再就職の例が見受けられる状況に至っている。このような国家公務員の営利企業への再就職の野放図な実態を見ると、上記の弊害が無いと言い切れるのか甚だ疑問を感じざるを得ず、その実態を精査した上で、何らかの規制を講ずる必要があるか検討を行うことも一つの選択肢と思われる。

以上の観点に立って、現在の国家公務員の再就職事案のうち、平成十九年改正前の国家公務員法第百三条第二項において原則禁止とされていたものに該当するものについて、その実態の予備的調査を行うこととする。

### 三 予備的調査の具体的内容

#### 1. 調査対象者

内閣人事局が「国家公務員法第百六条の二十五第一項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の報告」として公表している国家公務員の再就職者のうち、その再就職先が営利企業であるものであって、離職時の官職が行政職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受けていた者

#### 2. 調査対象期間

平成二十二年一月一日から平成三十年十二月三十一日までの間

### 3. 調査項目

- ① 調査対象者が離職前五年間に在職していた国の機関（以下「離職前在職機関」という。）の名称
- ② 当該再就職先について、「離職前在職機関と密接な関係にある営利企業」の該当・非該当の別

### 四. その他

本要請書は、内閣委員会に送付されたい。